

海への放射能放出を禁じる法律制定を求める決議

意見書採択は以下の8市町村

宮古市、陸前高田市、久慈市、山田町、洋野町、大槌町、川井村、田野畑村

久慈市議会決議

平成 18 年 9 月 13 日

意見書提出先：衆議院議長、参議院議長、
内閣総理大臣、経済産業大臣

放射能海洋放出規制法(仮称)の制定を求める意見書

青森県六ヶ所村に建設された核燃料再処理工場は、平成 18 年 3 月 31 日にアクティブ試験操業が開始された。

ところが、心配されたとおり、放射能漏れや内部被爆と思われる事故が多発し、大事故も心配されている。

この核燃料再処理工場では、再処理の過程で生じるトリチウムやヨウ素、プルトニウム等の放射能を含む廃液を沖合 3 キロメートル、水深 44 メートルの放水口から大量に排出している。

日本原燃㈱の発表でも、6月の再処理量はウラン 14 トン、4月からの累計は 31 トンに及び、放出放射能廃液はトリチウムのみの数値で、6月は 19 兆ベクレル、累計で 23 兆ベクレルに達している。

本格操業に入ると、その数値は数倍に膨れ上がる。ことにも、「プルトニウムの環境や人体への影響は微量でもはかり知れない」と指摘する学者もいる。

この放射性廃液はエチゼンクラゲの例からも明らかなように津軽暖流に乗り、岩手県沿岸に流れ着き、沿岸海域の汚染が心配される。

このことについて、「今世紀最大の海洋汚染を引き起こす」と警告する学者もあり、事故の多発を思うと、その心配はますます大きくなっている。

本県沿岸では、サケ、サンマ、イカ等のとる漁業だけでなく、アワビ、ウニ、ワカメ、カキ、ホタテといった養殖漁業が盛んに行われ、三陸物として安全・安心な海産物を国民に提供してきた。

三陸の海が放射能で汚染されると、本県水産業は壊滅的な打撃を受けるだけでなく、住民の健康・食の安全も危うくなり、その心配の声も届いている。

三陸の海と三陸の漁業、そして沿岸住民の健康・食の安全を守っていくためには放射能汚染から三陸の海を守ることが大切だと考えているが、現在、放射能を海に流す法的規制はないといわれている。

よって、放射能汚染から三陸の海、住民の健康、食の安全、そして三陸の漁場を守るため、「放射能を海に流さないこと」とする法律、放射能海洋放出規制法(仮称)を制定することと、岩手県沿岸においても、青森県同様のモニタリングを実施し、その結果を公表すること。以上の2点を強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

